

## 豊能町妊娠・出産・子育て応援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、妊娠、出産、子育てに要する資金を借り受ける場合において、当該融資に係る利子補給を行うことにより経済的な負担軽減を図り、妊娠、出産から子育て期の家庭を応援することを目的とする。

### (補助金の給付対象者)

第2条 豊能町妊娠・出産・子育て応援補助金（以下「補助金」という。）の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、豊能町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票に記載されている者であって、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 町と子育て・教育に関する連携協定を締結した池田泉州銀行（以下「連携金融機関」という。）の〈池田泉州〉妊活・育活応援ローン（以下「妊活等応援ローン」という。）又は〈池田泉州〉教育ローン（以下「教育ローン」という。）を借り受けした者
  - (2) 町税を滞納していない者
  - (3) 妊活等応援ローン又は教育ローンに関して、他で利子補給を受けていない者
- 2 妊活等応援ローンを借受けた者については、妊娠を希望する夫婦のうちいずれか一方の者又は妊娠している者若しくはその配偶者又は18歳以下の子ども若しくは高等学校在学中の子どもを扶養している者に限る。

### (対象用途)

第3条 妊活等応援ローンのうち補助金の交付対象となる用途は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 不妊治療に要する費用
  - (2) 妊娠前後の女子及び子どもの体調管理や診療、検診等に要する費用
  - (3) 出産準備に要する費用
  - (4) 保育園及び幼稚園の入園、ベビーシッター代に要する費用
  - (5) 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の入学準備に要する費用
  - (6) 塾及び習い事に要する費用
  - (7) スポーツ少年団又は部活動の活動費用
  - (8) その他町長が必要と認める費用
- 2 教育ローンのうち補助金の交付対象となる用途は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 高等学校等への入学金や入学準備に要する費用
  - (2) 高等学校等の授業料
  - (3) 高等学校等在学中の留学に要する費用
  - (4) 高等学校等在学中の資格取得に要する費用
  - (5) その他町長が必要と認める費用

### (補助金の認定申請)

第4条 補助金の支給を受けようとする者は、連携金融機関との融資契約が完了した日から1か月以内に、豊能町妊娠・出産・子育て応援補助金認定申請書（様式第1号）に、連携金融機関から発行される金銭消費貸借契約証書を添えて町長に申請しなければならない。ただし、当該申請をした者が当該期間内に申請しなかったことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該提出書類等を審査し、給付対象者であることを認定したときは、豊能町妊娠・出産・子育て応援補助金認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）を、前項の規定に基づく申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、12月31日現在を基準日とし（以下「基準日」という。）、認定期間内の1月1日から基準日までに返済した利子の合計額に、適用利率を除し、次条に規定する利子補助率を乗じて1円未満を切り捨てて得た額とする。

2 妊活等応援ローンの補助金の上限額は、1世帯で通算6万円とする。

3 教育ローンの補助金の上限額は、使途対象者1人につき1回限り、通算1万5千円とする。

（利子補助率及び期間）

第6条 妊活等応援ローンの利子補助率は、2.0%（適用利率が2.0%に満たない場合は、当該利率）とする。

2 教育ローンの利子補助率は、1.5%（適用利率が1.5%に満たない場合は、当該利率）とする。

3 補助金の交付対象となる期間は、返済開始月から起算して12か月以内までとする。

4 元金の返済遅延による延滞利息等については、補助金を支給しない。

（補助金の支給方法）

第7条 補助金は、申請者に対して原則として年1回、口座振込により支給するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 第4条第2項の認定を受けた申請者（以下「認定者」という。）は、補助金の給付を受けようとする場合、豊能町妊娠・出産・子育て応援補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に、連携金融機関から発行された基準日の融資取引明細の写しを添えて町長に提出するものとする。

2 前項の規定による提出は、基準日から1か月以内に提出しなければならない。ただし、認定者が当該期間内に提出しなかったことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（補助金の支給）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該提出書類等を審査し、補助金を支給することを決定したときは、豊能町妊娠・出産・子育て応援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、認定者に通知するものとする。

(報告)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、連携金融機関、申請者及び認定者に対し、第4条第2項及び前条の審査に必要な事項に関する書類の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の支給を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 資金が目的以外の用途に使用されたとき。
- (3) その他町長が不適切と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 認定者は、既に補助金の給付を受けている場合に前条の規定により交付取消となったときは、速やかに町にその金額を返還しなければならない。

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和3年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日現に妊活等応援ローンまたは教育ローンを借り受けしている者についても、この要綱の対象とするものとする。
- 3 前項の規定により対象とするものについては、第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の実施の日から1か月以内に申請しなければならない。